

省エネ対策用機器等導入に関する補助金交付要綱

平成18年 7月 4日 制 定
令和6年 4月19日 最終改正
一般社団法人東京都トラック協会

(目 的)

第1条 本要綱は、一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）が、地球温暖化問題への環境対策の一環として、継続的なエコドライブ活動並びにアイドリングストップ運動の励行等を促進するため、省エネ対策用機器等の導入に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、貨物自動車の排出ガス問題等の環境保全対策を図り、二酸化炭素（ CO_2 ）及び窒素酸化物（ NO_x ）並びに粒子状物質（PM）の排出量削減かつ省エネルギー対策に資することを目的とする。

(補助事業及び対象)

第2条 本事業は、東ト協の会員事業者（以下「事業者」という。）が、当該年度に新たに導入する省エネ対策用機器等（以下「機器」という。）に対し、導入に要する費用の一部を予算の範囲内において、補助することができる。

2 補助対象者及び補助対象機器は、次に掲げる各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象者とは、当該年度に東京都内を使用の本拠の位置とする事業用貨物自動車に新たに機器を導入する事業者をいう。
- (2) 補助の対象とする機器は、別表に定めるものとする。
- (3) 導入形態は買取り及びリースとする。

(補助金額)

第3条 交付する補助金額は、別表に示す補助金を交付する。

(補助金の交付申請及び請求)

第4条 事業者は、本事業に係る機器の導入が完了したときは、東ト協に対し、速やかに様式1「省エネ対策用機器等導入補助金交付申請書（兼請求書）」により、補助金の交付申請（請求）をするものとする。

なお、申請に必要な添付書類は別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める指定期日までに東ト協あて交付申請（請求）するものとする。

(補助金の交付)

第5条 東ト協は、前条により交付申請（請求）の提出があったときは、当該申請（請求）に係る書面を審査し、内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、事業者に対し、補助金を交付する。

(補助金の交付取り消しと返還)

第6条 事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本補助金を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 事業者が東ト協を脱会したとき。

(4) 補助金の交付内容若しくはこれに付した条件、法令又は本要綱その他東ト協が定める事項に違反したとき。

2 前項の場合において、当該取り消しに係る補助金が、既に事業者へ交付されているときは、東ト協は事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。但し、交付対象の機器が導入の日から起算して別に定める期間を経過したとき以降に発生したものについては、この限りではない。

3 事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく東ト協に報告し、その指示を受けなければならない。

(財産処分の制限)

第7条 事業者は、交付対象の機器が導入の日から起算して別に定める期間が経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付、又は担保に供してはならない。

2 事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ東ト協の承認を得なければならない。

(雑 則)

第8条 東ト協は、本事業に関して、事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(その他)

第9条 本要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項については、東ト協が別にこれを定める。

(附 則)

1. 本要綱は、平成18年4月1日より施行する。

(平成18年7月4日東ト協環環発第13号)

2. 本要綱を一部改正し、平成19年4月1日より適用する。

なお、改正前の要綱に基づき実施した事業については、従前の例によるものとする。

(平成19年3月30日東ト協環環発第85号)

3. 本要綱を一部改正し、平成20年4月1日より適用する。

なお、改正前の要綱に基づき実施した事業については、従前の例によるものとする。

(平成20年3月31日東ト協環環発第104号)

4. 本要綱は、平成21年4月1日より適用する。

(平成 21 年 3 月 30 日東ト協環環発第 91 号)

5. 本要綱は、平成 22 年 4 月 1 日より適用する。

(平成 22 年 3 月 30 日東ト協環環発第 90 号)

6. 本要綱を一部改正し、平成 23 年 4 月 1 日より適用する。

なお、改正前の要綱に基づき実施した事業については、従前の例によるものとする。

(平成 23 年 3 月 30 日東ト協環環発第 95 号)

7. 本要綱は、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

(平成 24 年 3 月 28 日東ト協環環発第 93 号)

8. 本要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

(平成 25 年 4 月 25 日東ト協環環発第 4 号)

9. 本要綱を一部改正し、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

なお、改正前の要綱に基づき実施した事業については、従前の例によるものとする。

(平成 26 年 4 月 8 日東ト協環環発第 2 号)

10. 本要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

(平成 27 年 4 月 3 日東ト協環環発第 97 号)

11. 本要綱を一部改正し、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

なお、改正前の要綱に基づき実施した事業については、従前の例によるものとする。

(平成 28 年 4 月 11 日東ト協環環発第 3 号)

12. 本要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

(平成 29 年 4 月 11 日東ト協環環発第 4 号)

13. 本要綱は、平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

(平成 30 年 4 月 10 日東ト協環環発第 8 号)

14. 本要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

(平成 31 年 4 月 5 日東ト協環環発第 2 号)

15. 本要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

(令和 2 年 4 月 7 日東ト協業交発 41 号)

16. 本要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

(令和 3 年 4 月 8 日東ト協業交発 26 号)

17. 本要綱は、令和 6 年 4 月 1 日より適用する。
(令和 6 年 4 月 1 9 日東ト協業交発 1 9 号)

別表

補助対象機器（第 2 条関係）

対 象 機 器	別に定める。
---------	--------

補助金の交付額（第 3 条関係）

補 助 額	別に定める。
-------	--------

機器の処分制限期間（第 7 条関係）

処分制限期間	別に定める。
--------	--------